

## 広島県選挙管理委員会告示第五十一号

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年七月六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

### 広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

#### 規程の一部を改正する規程

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成五年広島県選挙管理委員会告示第九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「又は第六条」を「第六条又は第九条」に、「又は第七条」を「第七条又は第十条」に改める。

第二条第一項中「又は第八条」を「第八条又は第十一条」に改める。

第三条中「又は条例第七条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）」を「条例第七条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）又は条例第十条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）」に改める。

第四条第一項中「選挙運動用自動車使用証明書」の下に「、ビラ作成証明書」を、「その他の者」の下に「、ビラ作成業者」を加え、同条第二項中「選挙運動用自動車使用証明書」の下に「、ビラ作成証明書」を加え、「及び第五号様式」を「から第六号様式までの様式」に改める。

第五条第一項中「又は第八条」を「第八条又は第十一条」に改め、「選挙運動用自動車使用証明書」の下に「、ビラ作成証明書」を、「燃料供給業者」の下に「、ビラ作成業者」を加え、同条第二項中「別記第六号様式」を「別記第七号様式」に改める。

別記第一号様式その二を同様式その三とし、同様式その一の次に次の一様式を加える。

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

平成 年 月 日

平成 年 月 日 執行広島県知事選挙

候補者 氏名

印

広島県選挙管理委員会委員長 様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人に あつてはその代表者の氏名			
	契約内容	作成契約枚数		
備考		作成契約金額		

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

別記第二号様式その二中「~~海~~〇~~糸~~」を「~~海~~□~~糸~~」に改め、同様式その二を同様式その三とし、同様式その一の次に次の一様式を加える。

その二

ピラ作成枚数確認申請書

次のピラ作成枚数につき、広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

平成 年 月 日

広島県選挙管理委員会委員長 様

平成 年 月 日執行広島県知事選挙

候補者 氏 名 印

記

1 契約年月日 平成 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 \_\_\_\_\_ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ピラ作成業者ごとに別々に候補者から広島県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ピラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数(a)」には、他のピラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

別記第三号様式その二中「~~毎8分~~」を「~~毎10分~~」に改め、同様式その二を同様式その三とし、同様式その一の次に次の一様式を加える。

その二

確認番号

ピラ作成枚数確認書

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定に基づき、次のピラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内であることを確認する。

平成 年 月 日

広島県選挙管理委員会委員長

氏 名

印

記

- 1 平成 年 月 日執行広島県知事選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 \_\_\_\_\_枚

備考

- 1 この確認書は、ピラ作成枚数について確認を受けた候補者からピラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したピラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ピラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ピラ作成業者は、広島県に支払を請求することはできません。

別記第六号様式その二中「~~海〇~~」を「~~海ニ~~」に改め、同様式その二を同様式その三とし、同様式その一の次に次の一様式を加え、同様式を別記様式第七号とする。

その二

請 求 書  
(ビラの作成)

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

平成 年 月 日

広島県知事 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

印

記

1 請求金額 円

2 内訳  
別紙請求内訳書のとおり

3 平成 年 月 日執行広島県知事選挙

4 候補者の氏名

5	銀行名及び店舗名	口座名(ふりがな)	預金種目	口座番号

備考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、広島県に支払を請求することはできません。



別記第五号様式を別記第六号様式とし、別記第四号様式の次に次の一様式を加える。

ピアノ作成証明書

次のとおりピアノを作成するものであることを証明します。

平成 年 月 日

平成 年 月 日 執行広島県知事選挙

候補者 氏 名 印

第五号様式（ピアノ作成証明書の様式）  
（第四条関係）

記

ピアノ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- この証明書は、ピアノ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からピアノ作成業者に提出してください。
- ピアノ作成業者が広島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ピアノ作成業者は、広島県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数 190,000 枚
- (2) 限度額

- イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合  
7円30銭（単価）×確認された作成枚数＝限度額
- ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合  
 $365,000 \text{円} + 4 \text{円} 88 \text{銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000)$

作成枚数

=単価……1銭未満の端数は切り上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

附 則

この規程は、公布の日から施行する。